

2019年度  
向日市立学校等  
体育施設開放  
登録について

## 1 趣旨

社会体育の振興を図るため、学校教育及び学校施設の管理上支障のない範囲で市立学校の運動施設（グラウンド・体育館・武道場）を、市民のみなさんのスポーツ活動の場として開放しています。

## 2 使用できる団体

次の要件すべてを満たし、かつ、学校施設使用団体として向日市教育委員会の登録を受けた団体に限ります。

- 本市に居住する者10人以上で組織されている団体。
- 社会体育活動を目的とするもの。
- 20歳以上の者を代表者として有するもの。

※硬式野球は使用できません。

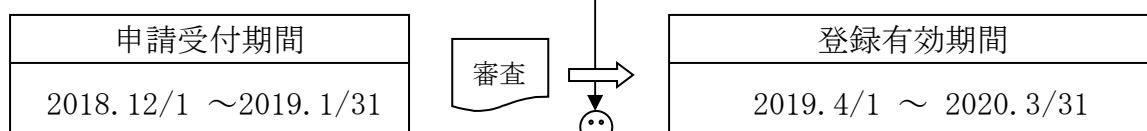
※軟式野球は中学生以下に限ります。

## 3 登録

所定の申請書を向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）に提出してください。ただし、重複申請はできません。市の審査後、適当と認められた場合に登録証を発行いたします。（2月中旬以降）

登録の時期は次のとおりです。

2月末（貸出調整会。4月分・5月分について調整。以後偶数月の月末開催。）



- FAX・郵送での申請はできません。協会に直接提出してください。

申請書は、向日市及び協会のホームページからダウンロードできます。

※上記以外の期間でも、随時、申請の受付は可能です。

ただし、審査等に時間がかかり、直近の調整会に間に合わない場合もありますので、できるだけ上記「申請受付期間」にお申込みいただきますよう、お願いいたします。詳しくは、協会までお問い合わせください。

- 提出書類 ①申請書 ②団体登録構成員名簿 ③返信用封筒と82円切手

## 4 登録の取消し

次の場合は、登録を取り消し、登録証を返還していただく場合があります。

- 虚偽の申請に基づいて登録を受けた事実を発見したとき。
- 学校施設の使用団体として不相当と認められたとき。（電気使用料の未納など）

## 5 使用の申込み

- 開放施設を使用するときは、所定の使用許可申請書を協会に提出し、許可を受けていただきます。
- 2019年度の貸出調整会は、下表のとおりです。

提出（申請）期間	貸出調整会	使用する月
3月1日から使用日の1週間前	2 / 20（水）	4 ～ 5月

[会場] 向日町会館

[開始時間] テニスコート ……午後6時30分～

グラウンド・体育館 ……午後7時15分～

中学校体育館・武道場 ……午後8時00分～

※ 競輪場内卓球場については、調整会日の午前9時15分から向日市民体育館会議室で貸出調整会を行います。

- 定期的、継続的に使用される場合は、必ず貸出調整会にご出席ください。
- 申請受付時間は9時～20時  
※市民体育館の臨時休館日・年末年始（12 / 28～1 / 4）を除きます。

## 6 使用の禁止

次のいずれかに該当する場合は、許可することができません。

- 特定の政党もしくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用その他政治的活動のために使用するものと認めるとき。
- 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のために使用するものと認めるとき。
- 営利を目的として使用するものと認めるとき。
- その他公益を害する恐れがあると認めるとき。

## 7 開放中の事故及び施設の破損

- 学校開放による活動中の事故については、向日市教育委員会及び協会は、一切その責任を負いません。
- 開放施設又は貸与を受けた用具を滅失、き損又は亡失したときは、その損害を使用者に賠償していただきます。

## 8 開放の日時

開放日時は、1月8日から12月24日までのうち、次表に掲げる日及び時間です。

開放施設	開放する日	開放する時間
第6向陽小学校以外の グラウンド 体育館	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から 午後9時まで
	上記以外の月曜日から土曜日まで	午後6時から 午後9時まで
第6向陽小学校 グラウンド 体育館	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から 午後10時まで
	上記以外の月曜日から土曜日まで	午後6時から 午後10時まで
中学校の 体育館 武道場	月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)	午後6時から 午後9時まで

※ 特別警報又は暴風警報が発表されているときや大雨等で災害の恐れがある場合、また、施設を公用もしくは公共用に使用する必要が生じたときは、使用許可書を発行していても使用を取消しますので、ご了承ください。

特に土砂災害の恐れがある場合、土砂災害についての避難情報(避難準備情報、避難勧告、避難指示)を発令し、避難所を開設することとなります。

その際、避難所として指定されている向陽小学校及び第2・6向陽小学校の体育館については、使用を取消しますので、ご了承ください。

第4向陽小学校グラウンドは、近接河川の氾濫もしくはその恐れがある場合、天候や水位回復後も数日間使用を取り消す場合がありますので、ご了承ください。

## 9 電気使用料

学校施設	電気使用料
小学校の体育館(大体育室)	1区分当たり 500円
第6向陽小学校の体育館夜間使用(大体育室)	1区分当たり 700円
小学校のグラウンド(ナイター利用)	1時間当たり 1,000円
中学校の体育館(大体育室)	1区分当たり 600円
西ノ岡中学校(武道場)	1区分当たり 500円

※第6向陽小学校夜間使用とは午後9時～午後10時の時間帯使用の場合。

## 10 使用回数

- 登録団体が開放施設を使用できる回数及び使用時間は、原則、グラウンド・体育館とも日曜日から土曜日を1週間とし、週1回3時間(1区分)を限度とします。  
ただし、第6向陽小学校の夜間使用を含む場合は1区分4時間を限度とします。  
なお、週1回1区分の使用が確保されるものではありません。

## 11 向日町競輪場運動施設

向日町競輪場の運動施設（A・Cグラウンド、テニスコート、陸上トラック、卓球場）についても、市立学校と同様の手続きで使用していただくことができます。

### (1) 使用できる団体

次の要件すべてを満たし、かつ、向日町競輪場運動施設使用団体として向日市教育委員会の登録を受けた団体が使用できます。

- 向日市民、向日市在勤者及び京都市西京区（上里紅葉町、男鹿町、勝山町、鳥見町、北ノ町、南ノ町）と長岡京市（滝ノ町1丁目、2丁目）在住者10人以上で組織されている団体（ただし、テニス及び卓球は6人以上）
- 社会体育活動を目的とするもの。
- 20歳以上の者を代表者として有するもの。

### (2) 登録

所定の申請書を協会に提出してください（複数施設の登録はできません）。市の審査後、適当と認められた場合に登録証を発行いたします。

### (3) 使用できる施設及び使用時間区分

- 使用できる施設は、登録証に記載されている施設のみです。
- 使用できる時間区分は、次のとおり。

グラウンド	A	C	テニスコート・陸上トラック・卓球場	
9:00～12:00	○	○	9:00～12:00	○
12:00～15:00	○	○	12:00～15:00	○
15:00～18:00	○	○	15:00～17:00	○
18:00～21:00	○		※テニスコートは、西側がA、東側がBコート	

※ ただし、競輪開催日および京都府自転車競技事務所の許可がない日は、使用できません。

### (4) 電気使用料

グラウンドの電気使用料は1時間当たり1,000円です。

## 12 その他

学校施設使用団体として登録を受けた団体は、次の事業に協力をお願いします。

- (1) 調整会議等への協力
- (2) 各種講習会への参加
- (3) 3月初旬、小学校体育館の大掃除（体育館使用団体）

問い合わせ

公益財団法人向日市スポーツ文化協会

〒617-0003 向日市森本町小柳 23-1 TEL 932-5011

メール：mukosbk@gmail.com

向日市スポーツ文化協

検索